

2025年9月12日

各位

不動産投資信託証券発行者
スターアジア不動産投資法人
代表者名 執行役員 加藤 篤志
(コード番号 3468)

資産運用会社
スターアジア投資顧問株式会社
代表者名 代表取締役社長 加藤 篤志
問合せ先
取締役兼財務管理部長 菅野 顕子
TEL: 03-5425-1340

規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ

スターアジア不動産投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催した本投資法人役員会におきまして、下記のとおり、規約の一部変更及び役員選任に関して、2025年10月28日開催予定の本投資法人の第7回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、下記事項は、本投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

記

1. 規約の一部変更の主な内容及び理由について

(1) その1

- ① 資産運用会社に対する資産運用報酬の算定式の変更により、運用成果及び1口当たりの投資主利益と資産運用報酬との連動性を高めることを目的として、(a) 本投資法人の運用資産評価総額に0.2%を上限として資産運用会社と別途合意する料率を乗じて算出される期中報酬Ⅰ及び (b) 本投資法人の不動産賃貸収益から不動産賃貸費用（減価償却費及び固定資産除却損を除く。）を控除した金額に100分の7.5を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて算出される期中報酬Ⅱからなる現行の期中報酬について、本投資法人の運用資産評価総額に1口当たり当期純利益及び100分の0.000125を上限として資産運用会社と別途合意する料率を乗じて算出される期中報酬に変更するものです。（現行規約第37条関係）
- ② 上記①の期中報酬の変更について、本投資法人の第20期営業期間に係る期中報酬から適用することとするため、附則において、その旨を規定するものです。
- ③ 上記のほか、条文の削除に伴う条数の整備、所要の変更を行うものです。

(2) その2

- ① 役員会の議事録の作成にあたり、事務手続きの効率化を目的として、議事録への電子署名を可能とするため、関連する規定を変更するものです。（現行規約第21条関係）
- ② 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）及び投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。）の改正により「出資総額等の合計額」の定義が規定されたことに伴い、これに関連する規定を変更するものです。（現行規約第35条関係）

（規約変更に関する詳細につきましては、添付資料「第7回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

2. 役員選任について

執行役員加藤篤志は、本投資主総会終了の時をもって任期満了となります。つきましては、改めて執行役員1名（加藤篤志）を選任するものです。

加えて、監督役員玉木雅浩及び原田辰也の両氏は、本投資主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに監督役員2名（諫山弘高及び菊地康太）を選任するものです。

また、執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名（宮澤顕子（旧姓及び職務上の氏名は菅野顕子））を選任するものです。

さらに、監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員1名（窪田彰）を選任するものです。

（役員選任に関する詳細につきましては、添付資料「第7回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

3. 本投資主総会等の日程

2025年9月12日	本投資主総会提出議案の役員会承認
2025年10月7日	電子提供措置の開始日
2025年10月10日	本投資主総会招集通知の発送（予定）
2025年10月28日	本投資主総会（予定）

<添付資料>

第7回投資主総会招集ご通知

以上

<ご参考：本日付公表の他のプレスリリース>

- ・2025年7月期 決算短信（REIT）
- ・2026年1月期の運用状況及び分配金の予想の修正に関するお知らせ（上方修正）
- ・国内不動産信託受益権の取得、貸借及びメザニンローン債権への投資の決定並びに国内不動産信託受益権の譲渡（第12回資産入替）に関するお知らせ
- ・資金の借入れに関するお知らせ
- ・特定関係法人の異動に関するお知らせ

* 本投資法人のホームページアドレス：<https://starasia-reit.com>

(証券コード 3468)
(発信日) 2025年10月10日
(電子提供措置の開始日) 2025年10月7日

投資主各位

東京都港区愛宕二丁目5番1号
愛宕グリーンヒルズMORIタワー18階
スターアジア不動産投資法人
執行役員 加藤 篤志

第7回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第7回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、議決権行使書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、2025年10月27日(月曜日)午後6時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人においては、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。)第93条第1項に基づき、規約第14条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。**従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされなかった投資主様につきましては、本投資主総会における各議案に賛成されたものとみなされ、また、かかる投資主様の議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。**

<現行規約抜粋>

規約第14条(みなし賛成)

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。)について賛成したものとみなす。
2. 前項の規定の定めに基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人ウェブサイト「第7回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

本投資法人ウェブサイト
<https://starasia-reit.com/ja/ir/meeting.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（投資法人名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」→「縦覧書類／PR情報」→「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



敬 具

記

1. 日 時 2025年10月28日（火曜日）午前10時
（なお、受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。）
2. 場 所 東京都港区新橋一丁目12番9号
新橋プレイス3階 AP新橋

ご来場の際は末尾の「会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようお願い申し上げます。

3. 会議の目的事項

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件（その1）
- 第2号議案 規約一部変更の件（その2）
- 第3号議案 執行役員1名選任の件
- 第4号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第5号議案 監督役員2名選任の件
- 第6号議案 補欠監督役員1名選任の件

以上

【お願い】

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能です。この場合には、代理権（代理人の資格を含みます。）を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、投資主様でない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる投資主様以外の方はご入場できませんので、ご注意ください。

【ご案内】

- ◎当日は、投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるスターアジア投資顧問株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。
- ◎電子提供措置事項について修正が生じた場合は、上記のインターネット上の本投資法人ウェブサイト及び東証ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎決議ご通知につきましては、本投資主総会終了後に本投資法人のウェブサイト (<https://starasia-reit.com>) に掲載いたします。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件（その1）

1. 議案の要領及び提案の理由

- (1) 資産運用会社に対する資産運用報酬の算定式の変更により、運用成果及び1口当たりの投資主利益と資産運用報酬との連動性を高めることを目的として、(a) 本投資法人の運用資産評価総額に0.2%を上限として資産運用会社と別途合意する料率を乗じて算出される期中報酬Ⅰ及び(b) 本投資法人の不動産賃貸収益から不動産賃貸費用（減価償却費及び固定資産除却損を除く。）を控除した金額に100分の7.5を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて算出される期中報酬Ⅱからなる現行の期中報酬について、本投資法人の運用資産評価総額に1口当たり当期純利益及び100分の0.000125を上限として資産運用会社と別途合意する料率を乗じて算出される期中報酬に変更するものです。
（現行規約第37条関係）
- (2) 上記(1)の期中報酬の変更について、本投資法人の第20期営業期間に係る期中報酬から適用することとするため、附則において、その旨を規定するものです。
- (3) 上記のほか、条文の削除に伴う条数の整備、所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第37条（資産運用会社に対する資産運用報酬の支払いに関する基準）</p> <p>1. 本投資法人が運用資産の運用を委託する資産運用会社（以下「資産運用会社」という。）に支払う報酬の計算方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 期中報酬 I</p> <p><u>運用資産評価総額に、0.2%を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（1円未満切捨て）を期中報酬 I とする。なお、運用資産評価総額とは、以下のAとBの合計額とする。</u></p> <p><u>A. 第29条第1項第1号の不動産等のうち①乃至④について、当該営業期間の末日における当該各資産の鑑定評価額（当該営業期間の末日における鑑定評価を取得していない場合には、売却価格（売買契約等に定める代金額をいい、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を除く。）とする。）と取得価格（売買契約等に定める代金額等（本投資法人が吸収合併存続法人となる吸収合併により承継した場合は、本投資法人における受入価格とする。）をいい、取得報酬その他の取得に係る費用及び消費税等を除く。）のうちいずれか低い価額に、当該各資産の当該営業期間における保有実日数を乗じ、年間日数（閏年以外の年は365日とし、閏年は366日とする。以下同じ。）で除した金額の合計額</u></p>	<p>第37条（資産運用会社に対する資産運用報酬の支払いに関する基準）</p> <p>1. 本投資法人が運用資産の運用を委託する資産運用会社（以下「資産運用会社」という。）に支払う報酬の計算方法は、次のとおりとする。</p> <p>(削除)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>B. <u>第29条第1項第1号の不動産等のうち⑤及び同条項第2号の不動産対応証券並びに同条項第3号のその他の資産のうち⑪乃至⑬の不動産関連ローン等金銭債権等に係る資産について、当該営業期間の末日において当該各資産を第33条第1項に定める方法により評価した価額に、当該各資産の当該営業期間における保有実日数を乗じて年間日数で除した金額の合計額</u></p> <p>(2) <u>期中報酬Ⅱ</u></p> <p><u>本投資法人の当該営業期間における不動産賃貸収益の合計から不動産賃貸費用（減価償却費及び固定資産除却損を除く。）を控除した金額（以下「NOI」という。）に100分の7.5を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（1円未満を切捨て）（すなわち、以下の計算式で算出される金額）を期中報酬Ⅱとする。</u></p> <p><u>期中報酬Ⅱ = NOI × 7.5% を上限とする料率（1円未満切捨て）</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>(1) <u>期中報酬</u></p> <p><u>運用資産評価総額に、1口当たり当期純利益及び100分の0.000125を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（1円未満切捨て）を期中報酬とする。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
	<p> <u>期中報酬＝運用資産評価総額×1口当たり当期純利益×100分の0.000125を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率</u> <u>なお、運用資産評価総額とは、以下のAとBの合計額とし、1口当たり当期純利益とは以下のCとする。</u> </p> <p> <u>A. 第29条第1項第1号の不動産等のうち①乃至④について、当該営業期間の末日における当該各資産の鑑定評価額（当該営業期間の末日における鑑定評価を取得していない場合には、売却価格（売買契約等に定める代金額をいい、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を除く。）とする。）と取得価格（売買契約等に定める代金額等（本投資法人が吸収合併存続法人となる吸収合併により承継した場合は、本投資法人における受入価格とする。）をいい、取得報酬その他の取得に係る費用及び消費税等を除く。）のうちいずれか低い価額に、当該各資産の当該営業期間における保有実日数を乗じ、当該営業期間の日数で除した金額の合計額</u> </p> <p> <u>B. 第29条第1項第1号の不動産等のうち⑤及び同条項第2号の不動産対応証券並びに同条項第3号のその他の資産のうち①乃至③の不動産関連ローン等金銭債権等に係る資産に</u> </p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(3) (記載省略)</p> <p>(4) (記載省略)</p> <p>(5) (記載省略)</p>	<p>ついて、当該営業期間の末日において当該各資産を第33条第1項に定める方法により評価した価額に、当該各資産の当該営業期間における保有実日数を乗じて当該営業期間の日数で除した金額の合計額</p> <p>C. <u>日本国において一般的に公正妥当と認められる企業会計基準に準拠して計算される税引前当期純利益（不動産等売却損益及び負ののれん発生益は含めず、のれん償却額、期中報酬及び控除対象外消費税等控除前）を当該営業期間の末日における発行済投資口の総口数で除した金額（1円未満切捨て）。なお、発行済投資口の総口数については、本投資法人が当該決算期末において未処分又は未消却の自己の投資口を保有する場合、当該決算期末における発行済投資口の総口数から保有する自己の投資口の数を除いた数をいうものとし、投資口につき併合又は分割が行われた場合には、併合又は分割が行われた営業期間以降の決算期における発行済投資口の総口数は、併合比率又は分割比率をもって併合前又は分割前の口数に調整された数とする。</u></p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>2. 本投資法人が資産運用会社に支払う前項報酬の支払い時期は次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>運用報酬Ⅰ：営業期間終了後3ヶ月以内。</u></p> <p>(2) <u>運用報酬Ⅱ：営業期間終了後3ヶ月以内。</u> (新設)</p> <p>(3) (記載省略)</p> <p>(4) (記載省略)</p> <p>(5) (記載省略) (新設)</p>	<p>2. 本投資法人が資産運用会社に支払う前項報酬の支払い時期は次のとおりとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(1) <u>期中報酬：営業期間終了後3ヶ月以内。</u></p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p><u>第9章 附則</u></p> <p><u>第42条 (変更の効力発生)</u></p> <p><u>本規約第37条に係る変更は、本投資法人の第20期営業期間(2025年8月1日から開始する営業期間)に係る期中報酬から効力が発生するものとする。本章は、本投資法人の第20期営業期間の満了後にこれを削除するものとする。</u></p>

第2号議案 規約一部変更の件（その2）

1. 議案の要領及び提案の理由

- (1) 役員会の議事録の作成にあたり、事務手続きの効率化を目的として、議事録への電子署名を可能とするため、関連する規定を変更するものです。（現行規約第21条関係）
- (2) 投信法及び投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。）の改正により「出資総額等の合計額」の定義が規定されたことに伴い、これに関連する規定を変更するものです。（現行規約第35条関係）

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第21条（決議等）</p> <p>1. （記載省略）</p> <p>2. 役員会に関する議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した執行役員及び監督役員が、これに署名又は記名押印する。</p> <p>3. （記載省略）</p>	<p>第21条（決議等）</p> <p>1. （現行どおり）</p> <p>2. 役員会に関する議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した執行役員及び監督役員が、これに署名若しくは記名押印又は電子署名する。</p> <p>3. （現行どおり）</p>
<p>第35条（金銭の分配の方針）</p> <p>1. 分配方針</p> <p>本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益（本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額等の合計額を控除して算出した金額をいう。以下同じ。）の金額は、投信法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行に従って計算されるものとする。</p> <p>(2)～(3)（記載省略）</p> <p>2. ～5. （記載省略）</p>	<p>第35条（金銭の分配の方針）</p> <p>1. 分配方針</p> <p>本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益（本投資法人の貸借対照表上の純資産額が、出資総額等その他の投資法人の計算に関する規則第81条の2で定める各勘定科目に計上した額の合計額（以下「出資総額等の合計額」という。）を上回る場合において、当該純資産額から出資総額等の合計額を控除して算出した金額をいう。以下同じ。）の金額は、投信法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行に従って計算されるものとする。</p> <p>(2)～(3)（現行どおり）</p> <p>2. ～5. （現行どおり）</p>

第3号議案 執行役員1名選任の件

執行役員加藤篤志は、本投資主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、改めて執行役員1名の選任をお願いするものです。なお、本議案において選任される執行役員の任期は、投信法第99条第2項及び現行規約第17条第2項の定めを適用し、就任日である2025年10月28日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2025年9月12日開催の役員会における本投資法人の監督役員全員の同意をもって本投資主総会に提出するものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況及び 本投資法人における地位及び担当	所有する 本投資法人の 投資口数
かとう あつし 加藤 篤志 (1964年4月22日生)	1989年4月 野村不動産株式会社 入社 2001年1月 太田昭和アーンストアンドヤング株式会社(現EY税理士法人) 入社 2002年12月 野村証券株式会社 入社 2010年5月 野村アセットマネジメント株式会社 入社 同日付 野村リファ資産運用株式会社 出向 同日付 同社代表理事副社長 2012年3月 同社 代表理事社長 2014年11月 野村証券株式会社 入社 2015年7月 スターアジア投資顧問株式会社 入社 2015年8月 同社 代表取締役社長(現任) 2015年12月 本投資法人 執行役員(現任)	855口

1. 上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているスターアジア投資顧問株式会社の代表取締役社長であります。その他、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
2. 上記執行役員候補者は、現在本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務の全般を執行しております。
3. 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定であります。上記執行役員候補者は、現在執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、選任が承認された場合は引き続き被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。なお、本議案の補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、第3号議案における執行役員の就任日である2025年10月28日から、現行規約第17条第3項の定めに基づき、第3号議案における執行役員の任期が満了するときまでとします。

また、補欠執行役員の選任の効力は、執行役員に就任する前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものといたします。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2025年9月12日開催の役員会における本投資法人の監督役員全員の同意をもって本投資主総会に提出するものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況	所有する 本投資法人の 投資口数
みやざわ あきこ 宮澤 顕子 (1969年6月14日生) (旧姓及び 職務上の氏名： 菅野 顕子)	1992年4月 株式会社フジタ 入社 2007年1月 JWord株式会社（現GMOインサイト株式会社） 入社 2011年2月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社） 転籍 2011年8月 GMO Game Center Korea, Inc. 出向 2014年11月 GMOゲームセンター株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社） 転籍 2015年11月 スターアジア投資顧問株式会社 入社 2019年4月 同社 取締役兼財務管理部長（現任）	112口

1. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているスターアジア投資顧問株式会社の取締役兼財務管理部長であります。その他、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
2. 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することとなる法律上の損害賠償金及

び争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定であります。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第5号議案 監督役員2名選任の件

監督役員玉木雅浩及び原田辰也の両氏は、本投資主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに監督役員2名の選任をお願いするものです。なお、本議案において選任される監督役員の任期は、現行規約第17条第2項の定めを適用し、就任日である2025年10月28日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、投信法第95条第2号及び現行規約第16条の定めにより、監督役員の員数は、執行役員の員数に1を加えた数以上であることが必要とされています。

監督役員候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況及び 本投資法人における地位	所有する 本投資法人の 投資口数
1	いさ やま ひろ たか 諫 山 弘 高 (1975年3月24日生)	2000年4月 監査法人太田昭和センチュリー（現EY新日本有限責任監査法人） 入所 2008年2月 諫山公認会計士事務所所長（現任） 2016年4月 さくら総合リート投資法人 監督役員 2024年3月 株式会社アクリート 取締役（監査等委員）（現任）	0口

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況及び 本投資法人における地位	所有する 本投資法人の 投資口数
2	きく ち こう た 菊 地 康 太 (1982年2月13日生)	2007年9月 西村あさひ法律事務所 (現西村あさひ法律事務所・ 外国法共同事業) 入所 2011年7月 半蔵門総合法律事務所 入所 2015年3月 同事務所 パートナー弁護士 2018年4月 慶應義塾大学法学部 非常勤 講師 2018年8月 株式会社リアークスファイン ド 取締役 2022年4月 八雲法律事務所 パートナー 弁護士(現任) 2022年7月 シンクサイト株式会社 社外 監査役(現任) 2023年9月 ENIC Immunology 株式 会 社 社外監査役(現任) 2023年10月 株式会社サントラスト 社外 監査役(現任) 2023年12月 アドバイザーナビ株式会社 社外監査役(現任)	0口

1. 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
2. 上記監督役員候補者諫山弘高は、現在本投資法人の補欠監督役員です。
3. 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。上記監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、新たに当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第6号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監督役員1名の選任をお願いするものです。なお、本議案の補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、第5号議案における監督役員の就任日である2025年10月28日から、現行規約第17条第3項の定めに基づき、第5号議案における監督役員の任期が満了するときまでとします。

また、補欠監督役員の選任の効力は、監督役員に就任する前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものといたします。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況	所有する 本投資法人の 投資口数
くぼ た あきら 窪田 彰 (1983年8月25日生)	2010年1月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 入所 2015年8月 英国ロンドンのHerbert Smith Freehills法律事務所 勤務 2019年5月 横木増井法律事務所 パートナー 弁護士(現任) 2023年4月 東京海上アセットマネジメント株式会社不動産投資コンプライアンス委員会 社外委員(現任)	0口

1. 上記補欠監督役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
2. 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定であります。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

その他の参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び現行規約第14条に定める「みなし賛成」の規定の適用はございません。

なお、上記の第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案、第5号議案及び第6号議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

第7回投資主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区新橋一丁目12番9号
新橋プレイス3階 AP新橋
電話 03-3571-4109



交通のご案内

J R	「新橋駅」(銀座口)	徒歩約1分
地下鉄	東京メトロ銀座線「新橋駅」5番出口	徒歩約1分
	都営浅草線「新橋駅」5番出口	徒歩約1分

※駐車場・駐輪場の用意はいたしておりませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。